会議の名称	称	全」	員 協	議会	開会問	寺間・台	F前・年	:後 1 0	月 2 3 F 時 4 0 タ 時 4 1 タ	分
		河﨑	周平	安藤	誠	後藤	徹	佐藤	健	
		南谷	清司	粟津	明	原	一郎	安井	智子	
出席	者	野口	佳宏	後藤	國弘	堀	隆和	藤川	貴雄	
		豊島	保夫	南谷	佳寛	花村	隆	山田	紘治	
		近藤	伸二							
欠 席 🧦	者	川柳	雅裕							
オブザーバー	-									
傍 聴 き	者									
説明のため出席した者		堀市民部長 林収納課主査 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任 協議事項								
協議事	項	○ 意! ○ 羽!	見交換会	₹項の追加 (注)			や報告に	ついて		

【開会=午前10時40分】

藤川議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。川柳議員からは欠席の連絡を受けております。

会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありま したら、これを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤川議長

では、傍聴を許可いたします。はじめに、専決処分事項の追加について、議会運営委員会から報告願います。

後藤國弘議員

本件に関しまして、専決処分事項の追加につきましては、今朝ほど議会運営委員会を開きまして、素案を協議いたしました。地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項についての素案でございます。この内容につきましては、市民部長さんの方から説明を願いたいと思います。よろしくお願いします。

藤川議長

では、市民部長に入室願います。

(執行部入室)

藤川議長

この案件につきましては、議会運営委員会からの発議となりますけれども、発議案件のさらに詳しい内容について執行部より説明を願いたいということでお越しいただきました。では、説明を願います。

市民部長

よろしくお願いいたします。お手元のA4の横の資料を参考に、徴収事務の円滑化に係る専決処分事項の整備について、市の徴収事務の流れを参考に説明を申し上げたいと思います。

資料の上段の枠にございます、強制執行の現状をご覧ください。市では税の滞納があった場合に当該滞納者に支払われる給与を差し押さえ、その勤務先から市へ滞納金額相当分を納入いただくことがございます。これは法律上の関係で申し上げますと、契約関係による私債権でございます。これにあたりまして、税の債権とは異なり、勤務先からの納入が滞った場合であっても、当該勤務先から強制的に徴収することはできません。強制執行をするためには、裁判所を通じて、当該勤務先に対し、支払い督促の申し立

てを行う方法がございます。資料の真ん中にあります、青い枠の流れ、上から下へいく流れがこれに当たります。しかし、途中で異議の申し立てがあった場合には、民事訴訟法の規定により、赤枠の流れのように、通常の訴訟の手続きへ移行することとなります。

資料の右のグレーの枠をご覧ください。そうなりますと、地方自治法の第96条の規定によりまして、訴えの提起、すなわち、訴訟に関する議会の議決を得る必要がございます。しかし、この異議の申し立ては必ずしも議会の開会中にあるとは限りませんので、第1回の口頭弁論期日までに議決が間に合わない場合、手続きの不備により、訴訟を取り下げることになり、円滑な徴収事務に支障をきたす恐れがございます。

資料の最下段の矢印、対応・効果の欄をご覧ください。 一方、地方自治法180条第1項の規定では、議会の権限 に属する軽易な事項で、議決により、特にご指定いただい たものは専決処分にすることができるということを規定 しております。この規定に基づきまして、一定金額、具体 的には、簡易裁判所が取り扱う紛争の対象金額が140万 円以下となっていることを参考に、140万円以下の訴額 の金銭債権に係る訴えの提起、和解などにつきましては、 市長に委任し、専決処分事項とする議決をいただけました ら、通常訴訟に移行した場合の備えともなり、もって、市 の徴収事務の円滑化が図られるものでございます。この 他、給食費なども私債権にあたりますことから、ただいま のご説明のように、強制的に徴収することができない債権 となります。ご説明申し上げました専決処分事項の議決の 効果につきましては、給食費などの未納に関しても当ては まるものでございます。私からの説明は以上でございま す。

藤川議長

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますか。

近藤議員

ちょっと今説明をいただいて、例えば、給食費の問題でも、市内でもずっと過去においても相当な金額がありまして、こういうのが円滑に債権回収可能となるということが書いてあるんですけれども、ちょっと、他の市の事例とか、それからこの表を見ていただいても、ちょっと私も専門じゃないものですから、もう少し時間をかけて、これが有効なのか、回収においていろいろ問題がありますので、それがスムーズにいくか、ちょっと今、判断しかねるものです

から、私個人的にはちょっとこういったことを専門家に聞いて、こういったものはどうだということを調べたいと思います。少しお時間をいただきたいなと思います。これは個人的な意見です。

豊島議員

私も先ほど議長の冒頭のご発言のように、議会運営委員会の方で、今日、本会議前にお話があり、これが議会運営委員会の方から発議という経緯ということですので、少し私も時間いただかないと、議運の方に質問をする場合、これ、本会議で議運の方にご質問になるわけですから、私もちょっと時間いただかないと、今、お見せいただいてもというのが私の意見です。

原議員

今のこの事例、他自治体であるようでしたら、ちょっと 教えてください。

市民部長

他自治体の例といたしましては、規定を設けておるのは、現在7市ございます。可児市、下呂市、高山市、多治 見市、瑞穂市、美濃市、本巣市、市では7市ございます。

佐藤議員

実際に訴訟を取り下げることになってしまった事例があるのかということと、裁判官の訴訟指揮によって、こういった事情なので、説明すれば、そんなに支障があるのかと言ったときに、ちょっと気になったんですけど、そこのところについて伺いたいです。

市民部長

まず、実際に取り下げになるかどうかということでございますが、この事案につきましては、資料の青枠で言いますと、これは訴訟の手続きではないんですが、赤枠のところに異議の申し立てがあって、移行した場合に訴訟という扱いになるということでございます。ですので、実際に取り下げた事例があるかということでございますけれども、その事例はございません。もう一つ、裁判官の裁量のようなものがあればというような、そのような趣旨でよろしかったでしょうか。

佐藤議員

こういったその地方自治法第96条第1項第12号の 規定により、議決が必要になるというような事情を説明すれば、裁判官が強引に第1回口頭弁論を急いで入れるかと いうと、ちょっと疑問があるので、そこのところが何かお 困りの懸念事例とかがあるんですかということを伺いた かったんですけど。

市民部長

通常訴訟に移行した場合には、大体、2週間以内に異議を申し立てて、その後、ひと月程度で行われるというスケジュールになっておりまして、その際に地方自治法上の手続きが整っていないということになりますので、例えばこれを2カ月後、3カ月後ということははっきりと申し上げられませんけども、裁判官が事情を汲むということについては、ちょっと想定をしていなくて、あくまでも概ねひと月ぐらい後ぐらいには裁判の方の手続きが進んでいくということを前提に、今回お話をさせていただいております。

粟津議員

ちょっとよくわからんのですけれども、これは議会から 発議するのかな、これは。普通、議案というのは執行部か らやるけど、何で議会になる。そこら辺のちょっと理由が ちょっと私、わからないけど。

後藤議員

専決処分に関することは議会発議でないと、議会が認めるわけですので、議会発議でないとできないということです。

近藤議員

こういったケースは稀だと思いますけれども、議運で発 議されるんですね、今日、初めて私ども資料いただきます ので、もう少し内容について各議員が調べてやるべきだと 思いますので、よろしくお願いします。

後藤議員

この案件に関しましては、先ほど言いましたように、議会からの発議で専決処分ということですので、現在のこの説明を十分精査していただきまして、今議会最終日に発議を行いたいと思いますので、皆さん、それまでに十分検討していただければと、そういうふうに思いますのでよろしくお願いします。

野口議員

先ほど後藤委員長からお話があったんですけど、これに関する質問はいつぐらいまでですか。スケジュールがあるじゃないですか、スケジュールだけちょっとしっかりとしておかないと発議が遅れてしまうので、そこのスケジュールだけ詰めておかないと、ダラダラとやってもいかんと思うので。

後藤議員

7月3日の最終日に発議という、けつが決まっておりま すので、その時までに基本的には最終日の質疑、討論を経 て議決という形になりますので、その場でやっていただければいいかなと、そういうふうに思っております。

近藤議員

議会のちょうど今、真ん中あたりかな、何で今頃こうい うのが出たというのはちょっと疑問ですけれども、どこか ら元は出たんですか。後藤委員長が考えたんですか。

藤川議長

それについては私から説明したいと思いますが、元は私であります。他市でも事例がありますけれども、先ほど市民部長から説明がありましたけれども、裁判の日程等の関係で、徴収事務が滞る可能性が出てくるというケースがあることがわかりまして、他市でもこういう議員発議で出しているという、専決処分の項目の追加をしているということがありまして、羽島市議会も裁判の日程の都合で、とがありまして、羽島市議会も裁判の日程の都合で、という、その違いで不服申し立てがあったときに取り下がはその違いで不服申し立てがあったとは、これはおいけないということが出てくるということは、これはまったけないということが必要ではないおきしたので、今回、このようなことが必要ではないます。本日ご協議をいただいたという流れとなります。

近藤議員

先ほど市の中では、21市の中で7市ですか、こういうことをやっているのは、それで、先ほど言いましたけれども、ちょっと私、細かいことわかりませんので、21市中、3分の1しかやってないということであれば、大きいまおそらく訴訟も多いので、岐阜市だと相当あると思いますけれども、岐阜市が入ってないですね、岐阜市とかたところがやってないということとですけど、そういったところがやってないところへ、しまいだ、先行して3分の1位しかやってないところへ、しおいば、先行して3分の1位しかやってないところへ、しおいば、先行して3分の1位しかやってないところがあるので、もう少ちょっと引っかかるところがあるので、もうと記述にたいたできたいと、これは私の個人的な意見です。

藤川議長

議運の委員長お話になりました、最終日に発議ということで7月3日の最終日に結論を出していただければと思います。

後藤議員

例えば給食費とか、納税者の直接の裁判ではないという ふうに理解していただけるといいと思います。その辺、勘 違いしがちなので、いわゆるそれに対する給与を差し押さ えるとかといったときに、事業者との裁判、第三者の裁判 というふうに理解していただければいいかと思いますの で、よろしくお願いします。

市民部長

説明不足があったかもしれませんので、改めてご説明をさせていただきますが、税の債権につきましては、滞納者がお勤め先の給与を差し押さえ、その差し押さえた給与が市に支払われない場合、このケースが当たります。それから、給食費につきましては、これは直接の関係になりますので、直接の未払いがある方との関係が、これが私債権に当たるということでございますので、説明不足がございましたら、もう一度今この発言でご理解を賜りたいと思います。

粟津議員

勤めておる会社に対して差し押さえるということ。

市民部長

はい。

栗津議員

それからもう一つ、これ今、議長が提案したということ やけど、何でこんなに特急でやるんやこれ。

藤川議長

議運とかとの調整もありましたし。

粟津議員

議運なんて初日からやっとらへんやろ。

藤川議長

今日やっていただいたというところで。

粟津議員

議会の初日からやっていくならまだ我々も勉強するけど、こんな途中にわざわざ、何で急に出したというのは、 ちょっと疑問を感じる。

藤川議長

今日から最終日までの間に、まず今日説明を受けていた だいたのもその一環でありますし。

粟津議員

初日からやっておけばいいのに、極端なこと言ったら、 昨日ええ事やな、悪いことはないなということで、昨日思 いついたのか、前から思いついとったけど、今日この途中 にやりだしたのか、私が言いたいのは、なんで初日に提案 しなかったのかということ。

藤川議長

タイミングの問題です。

堀議員

この概略、例えば給食費がどれほど滞納されているか、 給食費とかいろいろ言われておりますが、例としては、それがどれほどあるのかとか、そういう資料等が欲しい、1 件でもあれば、市町村はわかりませんが、1件でもあれば、 こういう措置、本日の処分に当たるということでやっていかなければいけないということは思うんですが、概略的なところをちょっと知りたいなというふうに思いますので、 お願いしたいということです。

藤川議長

先ほど市民部長からの説明にありましたお話しなんですけれども、万一異議申し立てがあって、訴訟になるというケースが現れた場合にという話でして、今の給食して、 議会としれるというなどなどの対象となる項目に、これをあらかじめ追加しておとで、そういったケースが現れたときにも取り下おとで、そういうものでありますので、金額ではなくて、羽島市議会としているらだからこうとかではなくて、羽島市議会としているらがはなくて、羽島市議会としているがいるがあります。では収事務が滞ってしまうなんてことがないようにとおきましょうということでありますので、そのあたりを皆様にご理解をいただけたらと願う次第であります。

堀議員

近藤議員言われているように、我々としても、そこらあたりが概略的だとわからないし、もう少し、9月議会では遅いのかというようなこともあるわけですが、だから、9月議会なら最初からわかっておりますので、ある程度練ることができるわけですので、そんなところで、9月議会ではいけないかというようなことも思いますが、どうですか。

藤川議員

9月議会ではいけないかというご発言がありましたけれども、9月までの間にこのようなケースが起こってんしまったら取り下げるんですかという話になりかねませんので、早ければ早い方が、必ずしも9月までにそういうことを言っているわけではないんですが起こるということを言っているわけではないんですが起これば早いに越したことはないことでありますし、らいまうにするための措置ということでありますので、羽島市議会として、このことを、そういうことが起こらないようにしませんかということであります。皆様のご了解が得られることを願うばかりですけれども、不都合があるのか

というところも。

佐藤議員

訴訟を取り下げることとなり、円滑な徴収事務の遂行に 支障をきたす恐れがあるとあるんですけれど、実際これは 事実だと思います。実際に取り下げた場合は、市が敗訴し たものとみなされるはずなんです。なので、例えば訴訟費 を支払ってくださいとか、そういったことになりかねない ことにもなるので、支障自体はあるというふうには思いま すので、その点はお伝えしておきたいと思います。

後藤議員

十分調べていただいて、最終日に聞いていただければいいと思います。訴訟を取り下げるというふうになっていますけど、取り下げないようにするには、例えば8月1日に臨時議会を急遽開いて、そこで議決するという方法もありますけど、毎回毎回、その事案が出る度に、このことだけのために議会を招集するという形になってきますので、この事案に関しては、専決することをあらかじめ認めておく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

藤川議長

他にご意見等ございますか。

(発言なし)

藤川議長

市民部の方は退席していただいて結構です。

(執行部退席)

近藤議員

いろんなご意見がありましたし、それから、先ほど別の 議員も、途中からポンと出た案件ですので、私もそうり思 ますので、やはり過去に最終日に出たというものもまで、初り ますけど、これからしっかり議論をするには、初ら今議会でも 表でやるなら議運で練って、それから今議会中、 最初から最終日まできちっと議論して、いので、こうして をいうことが起こりかねないで、こうし、と思 り、そういうしっかりとした形で進めてもらいたでします。 それから、相当数のご意見がありましたので、より はやはりもう少し調べるなり、個々で調べるなり はやはいと思いますので、よろしくお願いします。

野口議員

私、議運に所属しているので、賛成した立場なんですけ

ど、全然問題ないだろうと思っています、6月議会で。まだ調べる時間は全然あると思いますし、7月3日でしたか、最終日。今日は23日。十分調べる時間があると思いますし、議運の委員長の取り計らいで、しっかりと質問事項等々には答えていただけるということなので、何も問題ないかと思います。私はこの件に関しては6月議会の上程、提案で問題ないと思います。

南谷清司議員

議運で決定をされたことなんでしょうね。その決定とい うのは、満場一致なんですか、それとも何か、いろいろと あったとか、そこを教えていただきたいのですが。

後藤議員

今朝、急に決めたわけではなく、議運当初から、この案に関しては、市民部長を呼んで、説明を聞いて、話し合って、素案として今朝の議運で、この専決処分事項を承認しますかということで、皆さんのご意見が一致したので、この全員協議会に出してまいりました。皆さん全員のご意見、川柳議員と今朝ちょっと山田議員、遅れてみえなかったですけども、他の方は全員一致です。

南谷清司議員

議運で前から審議されて、今日、決をとられたということで、全員一致で議運で議決をされたということは、今日の全員協議会はその結果の報告を聞いているだけですよね。承知しました。議運のルールに従って、議運の議決通り進めていただければ結構でございます。

藤川議長

最終日に発議がなされるという決定がなされておりますので、皆さんでしたら、本日から最終日までの間にいろいるお調べもいただけると思いますので。

粟津議員

これいろんな不信感というか、出てきているんじゃないかなと思っておるんですけれども、先ほど委員長言われたように、仮に9月議会までに出てきたら、急遽臨時会を開くということでもいいということでございますので、今回の発議は9月に出して、それまでに出てきた場合は臨時議会を開いていただくというようなことでやっていけばいい。

藤川議長

先ほど後藤議員はそのような発言はされていないと思いますが、そういうことでいちいち臨時議会を開くわけにはいかないからという発言をされていたと思いますが。次の話題に移らせていただいてもよろしいですか。報告です

ので、議運から最終日に発議を出します、内容はこの通り ですというような報告なんです。

(「議運の人は前から知っていたのか」「知っていますよ」 と呼ぶものあり。)

近藤議員

議運の中に我々の会派から出ていますけど、1人会派で入っていない人もいますよ。入ってない人だと突然聞いたわけですよ。

野口議員

先ほど申し上げましたけど、議運に入ってないから延ばすとか、そういうことではなくて、最終日まで、7月3日までに時間はあるので、調べたい方はお調べいただいて、ご質問がある方は、委員長等々にお聞きになるということでいいんじゃないですか。

南谷清司議員

先ほどもお話しましたけれど、議運で決定して、突然の 提案じゃなくて、事前に全協は報告されたということです ので、それを踏まえて野口議員が言われるように研究して いただいて、最終日に決をとると、そういうことで、ルー ル通り進めていただければいいと思うんですが。

佐藤議員

私も最終日に決をとるという方向でいいのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤川議長

それでは、次の意見交換会について協議願います。広報 広聴委員会より報告願います。

野口議員

広報広聴委員会から、令和5年度の意見交換会についてご報告をさせていただきます。広報広聴委員会は6月9日に委員会を開催いたしまして、令和5年度の意見交換会の取り扱いについて協議をいたしました。広報広聴委員会が所管する事項について、方法ですとか、時期、テーマは特になく、各常任委員会、議会運営委員会がそれぞれがではどうかとの結果となりました。本述を表していて意見を求めてはどうかとの結果となりました。本述を表していて意見を求めるため、正副委員長会議の開催を議長へ申し出ることとなりました。広報広聴委員会からの報告は以上でございます。

ただいまのご報告について、何かご質問等ございますか。

(発言なし)

藤川議長

続いて、羽島市議会議員政治倫理審査会結果報告について、政治倫理審査会より報告願います。

南谷佳寬議員

羽島市議会議員政治倫理審査会結果報告を申し上げます。羽島市議会議員政治倫理審査会は、去る2日及び6日に審査会を開催し、豊島議員の関係について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告いたします。

まず、2日は豊島議員から事情を聴取することを決定し、委員長の求めに対し、議員から、選挙公報に記載した字句の誤りの報道についてはその通りであり、資格の名称についての認識は誤っていた。市役所に入庁後、社会教育主事、社会福祉主事として職務にあたっていたが、その後、これらを使ったことは一度もなく、認識やチェックが甘かったことを反省しているなどの説明がありました。その後、豊島議員の説明に対する質疑を行うため、6日に審査会を開催することとし、豊島議員の出席を求めることに決しました。

次に、6日は豊島議員の説明に対する委員の質疑に対 し、議員から、市の福祉部局分野で社会福祉主事という位 置付けで勤務をしていたときには、社会福祉士という制度 はなく、そのような名称などはない。そうなってからの勤 務経験や実務経験もなかったが、社会的な名称として使わ れた段階において、資格名称に記載し、他のところでも記 載文を文章でしたことがある。退職後の時点で社会福祉士 という制度があったので、それを書いてしまっていた。活 動を始めた責任者からは、かみなり村という名称を使って おり、その村長ということで受けただけで、先方からの申 し出もなく、ずっとやってきている。児童福祉司について も、チェックミスで現時点ではない。かみなり村村長とし てイベント、会議などに出席したことは全く一度もない。 社会福祉士の資格を持っていたという確認を怠ったのは 事実で、社会福祉士へ自動的な切り替えというか、資格要 件が与えられたかの確認もせず、チェックミスであるが、 甘い認識を持っていた。社会福祉士に自動的に変わるとい うか、変わってきた名称ということで書かせてもらってし まった。安易に使った。社会福祉主事、それから社会教育 主事もそういう分野に力を入れ、連携していきたいという

ことから、掲載してしまったなどの答弁があり、豊島議員から、有権者、そして議会の皆さんにも私の字句、チェックとか、慎重なる名称などの認識が甘いために迷惑をかけ、深く謝罪している。今後、先輩議員の指導などを受け、また、この分野についてはしっかりと充実を目指して進めていきたいと弁明があり、審査会で、まず、豊島議員に改造の事情説明及び議場での陳謝は反対があり、措置を求める事情説明及び議場での陳謝は反対があり、措置を求めないこととし、全会一致で羽島市議会議員政治倫理審査会結果報告を終わります。羽島市議会議員政治倫理審査会結果報告を終わります。

藤川議長

ただいまのご報告について何かご質問等ございますか。

近藤議員

私も政治倫理審査会に入っていた1人ですけれども、基 本的には政治倫理審査会の方は非公開になっていまして、 それから、公表できるのはどういう内容にしろ、委員長だ けが報告できるというふうになっていたはずですけれど も、それで今、本当に事細かに丁寧に説明をいただきまし たけれども、そういった文章が、委員長にちょっとお尋ね しますけども、そういった文章がここだけで終わるのか、 外部に漏れるようなことのないように、委員長気をつけて いただきたいと思います。先般も、非公開でしたけれども、 新聞にも掲載されましたし、新聞に掲載されたときに、又 聞きで申し訳ないですけど、マスコミ関係者に、本人では ないですけれども確認しまして、又聞きの話で、これが事 実かどうか、ちょっと一部わかりませんが、ある方に取材 を申し入れたら、そんなこと新聞に載せても大丈夫ですよ というような返答があったということもお聞きしました ので、この辺、外部に漏れていますので、委員長として、 そのこと細かな文章が外部漏れないように注意を払って いただきたいと思います。

藤川議長

ただいま近藤議員から大変な発言が出ましたが、委員と して出席する会議で、会議は非公開であったと、それにつ いて新聞社に問い合わせを行ったということですか。

近藤議員

新聞に出たので、これはあくまでも直接新聞社に当たってないけど、そういう話が、噂が聞こえてきたということ言っただけです。

藤川議長

委員として、接触は控えていただきたいと思います。ま

だ公開されてない案件でありますので。

近藤議員

非公開で新聞に出たので、報道の後だよ。

藤川議長

報道の後ですが、政治倫理審査会のルールとして、委員 長が発表すると、委員長が報道機関に対して報告できると いうことになっておりまして、これはルールなんですが、 皆さんくれぐれもご注意いただきたいのですが、まだ現段 階で、議場において報告されているものではありませんの で、この案件の取り扱いについては、委員長のみができる ということでありますので、その点ご注意を願いたい。

南谷清司議員

審査会の会議そのものは非公開だということは規定に書いてありますので、十分承知しているんですが、結果報告された内容も非公開ですか。それはどこかに決まっていますか。ちょっと質問ですが。

藤川議長

要項にはですね、会議は非公開という定めがございます。結果について、委員長が外部に報告する必要がある場合は、委員長が報告できるという規定になっておりますので、委員長は報告できる、公開できるというようなルールとなっていると認識をしております。

南谷清司議員

この政治倫理審査会を設置して、審査なりなんなり、私が口火を切ってお話しをしたんですが、その時もお話ししましたけれど、市民に対する説明責任を果たすと、議会として市民に対する説明責任を果たすということが、今、名達に求められている大きな責務だと思っていますので、知かいやりとりそのもの、いわゆる会議を公開するということは、この規定通り非公開で結構なんですが、説明責任は果たさなければ、やはりいけないと思いますので、委員長が行った結果報告については、これは当然オープンにすにきだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

佐藤議員

結果報告に入る内容として、何対何で否決されたとかということに関しては含まれるのでしょうかというのを伺いたかったんですけど。

南谷佳寛議員

これは今日皆さんに報告するために作った文章でありまして、その数も書こうと思ったんですが、ちょっとそれは差し控えました。

藤川議長

他にご意見等ございますか。

(発言なし)

藤川議長

それでは、次にその他に移ります。その他いろいろと報 告案件ございますので、順次ご案内させていただきます。

まず、市民病院経営改善特別委員会の設置についてご提案がございました。この案件について、議会運営委員会で協議をいただきました。その結果、委員会は設置しないこととなりました。なお、病院関連の調査等は引き続き民生文教委員会で行っていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、一般質問通告書の記載方法についてであります。 要旨欄の記載については、具体的に記入することとなって おります。次回の定例会から、議員間の申し合わせなどで 確認されております通り、具体的に質問事項を記入してい ただきますようお願い申し上げます。具体的でない質問項 目が書かれた通告書におきましては受理しないというこ ともありますので、具体的に記入していただきますようお 願い申し上げます。

近藤議員

私の場合ですと、職員が辞めてしまう話とか、それから 施設の関係で集中的にやっていますけれども、例えば何人 辞めますかということでお聞きして、極端なこと言うと、 0という答弁が返ってくるときあるんです。例えばそうい ったケースと、今回みたいに12人辞めてしまったという ことを具体的に、事前の打ち合わせやっておると、何回か やってくると、一般質問の中に書き込めない、文章で、そ れから、打ち合わせあんまりやったらだめだというよう な、今流れできていますけど、打ち合わせをやらないと、 一般質問でも昔は回数が決まっていて、時間の制約があっ たんだけど、今は一問一答方式なので、次から次へと、言 葉悪いけど、深みに入っていくというか、そういうことな ので、その辺で書ききれないというか、打ち合わせがしに くいというか、そこで議長が最近よく、その議員に向かっ て、事前通告ないですよと言うんだけど、その辺がなかな か打ち合わせ段階で1から10までできないし、それか ら、答弁によって、明らかに我々も再質問のときに、質問 内容が変わってくるので、その辺のこともきちっとやって いかなきゃいけないし、それから、昔のことを言ってはい けないけど、ほとんど打ち合わせなしでぶっつけでやった って、そのときの部長がそれなりに答弁したという時代か ら来ていますので、1から10まで打ち合わせということになると、我々市会議員の役割は何だということになるんですよ。ある程度質問して、きちっとした答弁もらう、それから、悪いことじゃないけど、例えば病院なら病院で、質問して、やっぱり改善してもらうとか、そういうもとを質問して、数字聞いて、はいわかりました、それでは一般質問の役割にないて、はいわかりました、それでは一般質問の役割にないないので、その辺が最近ちょっと議長も一方的に通告にないと言う、それは正論だと思うんだけど、深みに入っていったら、一字一句まで書けない。その辺どうするんですか。

藤川議長

ただいま近藤議員から一般質問の通告書についてのご 意見がありましたが、申し合わせでありますので、具体的 に質問項目を記入していただきますよう願います。また、 一方的に通告がないとおっしゃられますけど、私、今回も 一般質問の進行させていただきましたが、質問の中には、 あらかじめ通告できたはずの内容をその場で質問されて いるケースがございます。それについては注意をさせてい ただきました。やりとりの中での再質問ではなく、そうい ただきました。やりとりの中での再質問ではなく、そうい ったことをその場でお尋ねになられている議員がいら しゃいましたので、私の方から注意をさせていただきました。通告は申し合わせにありますように、聞きたいことを 具体的に通告書にご記入いただきますよう、再度要請いた します。

栗津議員

この件に関しまして、私が議員になって何年だったかち ょっと覚えがないんですが、質問したときに、通告にない と言われました。私はその時は、1番目の質問はこういう 質問をしますよ、その後の職員と打ち合わせをしている中 で、答えをいただいていた、そのときは、2番目はその答 えに対して、2番目の通告もしていた、これは8つくらい 質問をしておった覚えがございますが、そのときに市長は 打ち合わせというのは数字を聞けと、数字はすぐ答えがで きんと、私はその時にすり合わせという言葉を使ったんで すが、すり合わせは厳禁しとるとはっきり言われました。 議事録にこれは残っていますが、打ち合わせでもそういう 答えをもらうような打ち合わせをしてはいかんと、これは 職員も最近びくびくしておりますよ、どういう答えればい いのかと、その答えを聞かんと、我々は2番目の質問は通 告しようと思っても通告しようがない。そういう場合どう すればいいんですか。

藤川議長

表現は正確に願いたいんですが、過去の一般質問の中で、栗津議員が受けていた発言というのは、すり合わせという行為の指摘を受けていたということと、答弁書がもらえないということについて、そういう発言があったと思うので、その関係について、2回目の質問はどうだと言われるんですけど、答弁を受けて、それについて再質問したことについて、私、今回述べていないんです。あらか出したはずの質問が出てきた場合に、通告に従って質問してくださいという話を、通告できたはずの質問項目については注意をさせていただいております。記載できたはずなのに、なぜ記載しなかったのか、申し合わせがありますから、その申し合わせの通りに守っていただきたい、今、私が申し上げたのはそのことであります。

栗津議員

その答えをいただいたときに、通告と違ったことは聞いてもいいと、こういうふうなんですね。

藤川議長

良い、悪いの話じゃないんですけど、私が今回、進行の中で注意をした、通告に従って質問してくださいという、後で議事録確認いただければわかりますが、注意したタイミングというのは、通告にない質問をされたところであります。通告のない質問の中にも、通告できたはず、その内容については、最初からやりとりの中でポンと生まれたの内容については通告できるはずでしょうということにかいて通告がなかったことに対して注意をさせていただいている次第でありますので、その点ご理解願いたいと思います。

粟津議員

もう一度、再度確認しますが、通告をしておった、それで回答をいただいたと、議場で、それに関しての質問は文句ないということ。

藤川議長

今、良い、悪いと言ってしまうと、栗津議員はそれを議長がいいと言ったと言って、通告にない質問、通告できたはずなのに議長がいいと言ったと言って質問をしますので、だめですと言います。

(「そんなものは議長の勝手な判断や」と呼ぶものあり。)

藤川議長

議事進行権は議長にございます、議事整理権がございま

すので、栗津議員から今、そういうご指摘を受けましたので、だめだという議長の判断をさせていただきます。今まではできたこともできないとさせていただきます。はっきりと申し上げますが、通告をしっかりした上で質問をするように議長から申し入れます。

近藤議員

それなら、一般質問って我々何やるんですか、何のためにやるんですか。例えば、私のことばっかり言ってはあれですけど、職員が辞めてしまうのはおかしいよと、いろいろ追及して、そこを改善してくださいということを提案型で最後は言いますけども、今の議長の話聞いて、何をやるかようわからん。質問してですよ、全く我々の思いと違った答弁が帰ってきたら、それを一問一答方式でやっとる、だから、回答が全くわからないので、事前にどうやって質問項目が書けるの。

南谷清司議員

一つ一つ、例えば関連質問というような話で進んでいく んでしょうけれど、一つ一つの定義がしっかりしていない ので、議論をしていても上滑りになるばかりですので、申 し合わせがあるものは申し合わせがあるんですから、その 申し合わせを改正するか改正しないか、申し合わせで足ら ないものがあるならば、それに付け加えるか付け加えない かということですので、多分これは議運で審議する内容だ と思いますので、もう一度定義からしっかり審議していた だいて、やっていただけるのがいいんじゃないかなと思う んですが、ただ、通常私が思うのに、最初は事実を聞きま す。この事実はしっかり通告すべきだと思うんです。その 後は政策論議になると思うんです、政策論議で数字を聞く とか、事実を聞くというのは、基本的には関連質問に私は ならないと思うんです、そこから先は政策、考え方それを やりとりするだけだろうというふうに私は思っているん ですけれど、これはそんなふうな申し合わせがあるわけで も何でもありませんので、どこかでゆっくりと時間をかけ て検討してもらった方がいいんじゃないかなと思います。

藤川議長

この件に関しては、私からは申し合わせを守っていただきますようお願いしますということで次に移ります。

次に、例年8月に実施されます議員セミナーについて、 最終日に議員派遣として報告したいと思いますので、よろ しくお願いいたします。

議会総務課長

現在のところ、議員セミナーの日にちの方が8月21日

ということだけ連絡の方ございましたので、まだ時間等は 決まっておりませんので、また改めてご連絡の方いたしま す。

藤川議長

詳しい時間集合時間等決まりましたら、またご連絡を願います。

次に、来年は市制施行70周年の節目でありますので、何か催しや行事など、議会として取り組める事業がありましたら、私や事務局の方にご提案をいただけたらと思います。

次に、皆さん日頃から交通安全に努められていらっしゃるかと思いますが、自動車などを運転される場合に、法令の遵守はもちろんのこと、交通マナーにも十分配慮して運転されますようお願いいたします。市民の方から議員の運転が荒いというメールが来て、誰とは書いてありませんでしたけど、議員の運転が荒いと、そういった市民からで意見が寄せられておりまして、皆さんくれぐれも誰かが見ているという、全員が気をつけましょうということで、こで申し上げます。

次に、例規集、申し合わせ事項の冊子について、お手元 に配付しました、市議会災害対策本部設置要綱、こちらを 追加いたしますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、社会福祉協議会から会費の納付書が届きましたので、議員互助会の返還金のうちの預かり金から納付いたします。よろしくお願いいたします。新議員さんにつきましては、現金でお預かりしております2000円のうちから納付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で全員協議会を終了いたします。ご苦労さまでございました。

【閉会=午前11時41分】